

## 法科大学院適性試験志願者数及び受験者数

	日弁連法務研究財団		大学入試センター	
	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
平成15年度	20,043	18,355	39,350	35,521
平成16年度	13,993	12,249	24,036	21,429
平成17年度	10,724	9,617	19,859	17,872
平成18年度	12,433	11,213	18,450	16,680
平成19年度	11,945	10,798	15,937	14,323
平成20年度	9,930	8,940	13,138	11,870
平成21年度	8,547	7,737	10,282	9,370
平成22年度	7,820	7,066	8,650	7,909
平成23年度	7,829	7,249		
平成24年度	6,457	5,967		
平成25年度	5,377	4,945		
平成26年度	4,407	4,091		
平成27年度	3,928	3,621		
平成28年度	3,535	3,286		

※ 平成23年度試験から、適性試験の実施主体が日弁連法務研究財団に一本化された。

※ 平成23年度試験から、年2回行われるようになった。表中の数字は、実志願者数及び実受験者数である。

## 法科大学院受験者数、入学者数及び修了者数

	法科大学院 受験者数	法科大学院入学者数			法科大学院 修了者数
		合計	うち既修者	うち未修者	
平成16年度	40,810	5,767	2,350	3,417	—
平成17年度	30,310	5,544	2,063	3,481	2,176
平成18年度	29,592	5,784	2,179	3,605	4,418
平成19年度	31,080	5,713	2,169	3,544	4,911
平成20年度	31,181	5,397	2,066	3,331	4,994
平成21年度	25,863	4,844	2,021	2,823	4,792
平成22年度	21,319	4,122	1,923	2,199	4,535
平成23年度	20,497	3,620	1,916	1,704	3,937
平成24年度	16,519	3,150	1,825	1,325	3,459
平成25年度	12,389	2,698	1,617	1,081	3,037
平成26年度	10,267	2,272	1,461	811	2,511
平成27年度	9,351	2,201	1,431	770	2,190
平成28年度	7,518	1,857	1,222	635	

※ 文部科学省公表資料による。

※ 法科大学院受験者数は、各大学における入学者選抜の受験者数の合計である。

## 司法試験予備試験受験者数及び合格者数

	短答式 受験者数	最終 合格者数	対短答受験者 合格率
平成23年	6,477	116	1.79%
平成24年	7,183	219	3.05%
平成25年	9,224	351	3.81%
平成26年	10,347	356	3.44%
平成27年	10,334	394	3.81%
平成28年	10,442	405	3.88%

出典：法曹養成制度改革連絡協議会（法務省・文部科学省）第6回資料より抜粋  
平成29年3月31日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（民進党）

## 司法試験受験者数及び合格者数

	司法試験受験者数			司法試験合格者数		
	合計	うち新試験	うち旧試験	合計	うち新試験	うち旧試験
平成16年	43,367		43,367	1,483		1,483
平成17年	39,428		39,428	1,464		1,464
平成18年	32,339	2,091	30,248	1,558	1,009	549
平成19年	27,913	4,607	23,306	2,099	1,851	248
平成20年	24,464	6,261	18,203	2,209	2,065	144
平成21年	22,613	7,392	15,221	2,135	2,043	92
平成22年	21,386	8,163	13,223	2,133	2,074	59
平成23年	8,771	8,765	6	2,069	2,063	6
平成24年	8,387	8,387		2,102	2,102	
平成25年	7,653	7,653		2,049	2,049	
平成26年	8,015	8,015		1,810	1,810	
平成27年	8,016	8,016		1,850	1,850	
平成28年	6,899	6,899		1,583	1,583	

※ 旧司法試験については、第二次試験短答式試験の受験者数及び最終合格者数を示した。

※ 旧司法試験第二次試験の平成23年試験については、平成22年口述試験不合格者のみが受験できる。

## 司法試験の最高点、最低点、平均点及び合格点

	最高点	最低点	平均点	合格点
平成18年	1,453.37	593.62	951.46	915
平成19年	1,398.83	586.32	941.69	925
平成20年	1,407.84	564.40	930.64	940
平成21年	1,197.94	376.83	767.04	785
平成22年	1,191.92	432.29	744.00	775
平成23年	1,159.30	404.91	738.91	765
平成24年	1,201.22	430.20	761.08	780
平成25年	1,180.52	431.61	760.20	780
平成26年	1,173.00	426.95	751.16	770
平成27年	1,181.76	432.39	793.16	835
平成28年	1,267.69	414.60	829.52	880

出典：法曹養成制度改革連絡協議会（法務省・文部科学省）第6回資料より抜粋  
平成29年3月31日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（民進党）

## 司法試験受験資格別受験・合格状況

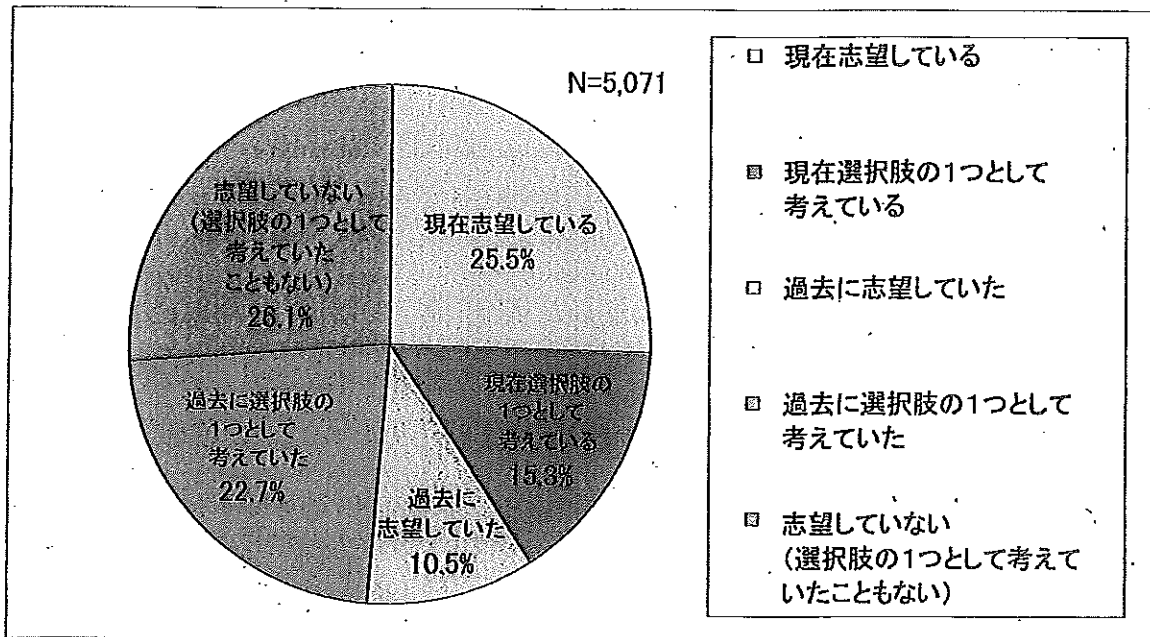
	司法試験受験者数			司法試験合格者数		
	合計	法科大学院 修了資格	予備試験 合格資格	合計	法科大学院 修了資格	予備試験 合格資格
				合格率	合格率	合格率
平成18年	2,091	2,091		1,009 48.25%	1,009 48.25%	
平成19年	4,607	4,607		1,851 40.18%	1,851 40.18%	
平成20年	6,261	6,261		2,065 32.98%	2,065 32.98%	
平成21年	7,392	7,392		2,043 27.64%	2,043 27.64%	
平成22年	8,163	8,163		2,074 25.41%	2,074 25.41%	
平成23年	8,765	8,765		2,063 23.54%	2,063 23.54%	
平成24年	8,387	8,302	85	2,102 25.06%	2,044 24.62%	58 68.24%
平成25年	7,653	7,486	167	2,049 26.77%	1,929 25.77%	120 71.86%
平成26年	8,015	7,771	244	1,810 22.58%	1,647 21.19%	163 66.80%
平成27年	8,016	7,715	301	1,850 23.08%	1,664 21.57%	186 61.79%
平成28年	6,899	6,517	382	1,583 22.95%	1,348 20.68%	235 61.52%

出典：法曹養成制度改革連絡協議会（法務省・文部科学省）第6回資料より抜粋  
平成29年3月31日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（民進党）

3 法曹等志望の有無

(単位:人)

	現在志望している	現在選択肢の1つとして考えている	過去に志望していた	過去に選択肢の1つとして考えていた	志望していない(選択肢の1つとして考えていたこともない)	合計
回答数	1,291	777	530	1,149	1,324	5,071
割合	25.5%	15.3%	10.5%	22.7%	26.1%	100.0%



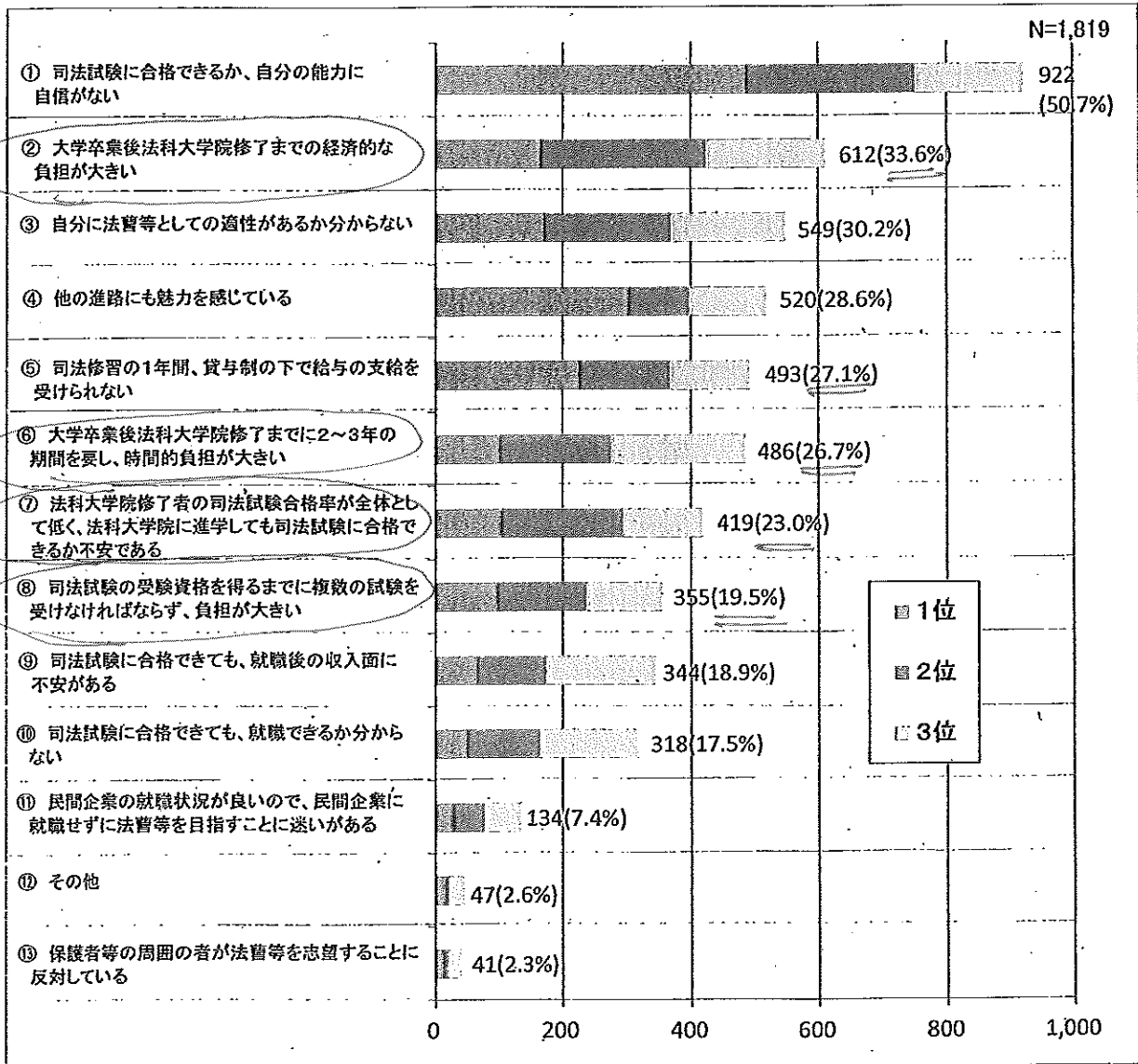
出典：法務省・文部科学省作成

法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果より抜粋  
 平成29年3月31日(金) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(民進党)

(2) 現在志望・選択肢の1つとして考えている学生の不安や迷い(上位3つまで選択可)

(単位:人)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	-
	司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない	大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい	自分に法曹等としての適性があるか分からない	他の進路にも魅力を感じている	司法修習の1年間、貸与制の下で給与の支給を受けられない	大学卒業後法科大学院修了までに2~3年の期間を要し、時間的負担が大きい	法科大学院修了者の司法試験合格率が全体として低く、法科大学院に進学しても司法試験に合格できるか不安である	司法試験の受験資格を得るまでに複数の試験を受けなければならない、負担が大きい	司法試験に合格できても、就職後の収入面に不安がある	司法試験に合格できても、就職できるか分からない	民間企業の就職状況が良いので、民間企業に就職せずに法曹等を目指すことに迷いがある	その他	保護者等の周囲の者が法曹等を志望することに反対している	選択なし
1位	488	165	170	303	225	100	103	97	65	49	27	15	12	0
2位	263	260	200	95	143	176	191	140	109	116	51	7	9	59
3位	171	187	179	122	125	210	125	118	170	153	56	25	20	158
回答数	922	612	549	520	493	486	419	355	344	318	134	47	41	-
割合	50.7%	33.6%	30.2%	28.6%	27.1%	26.7%	23.0%	19.5%	18.9%	17.5%	7.4%	2.6%	2.3%	-



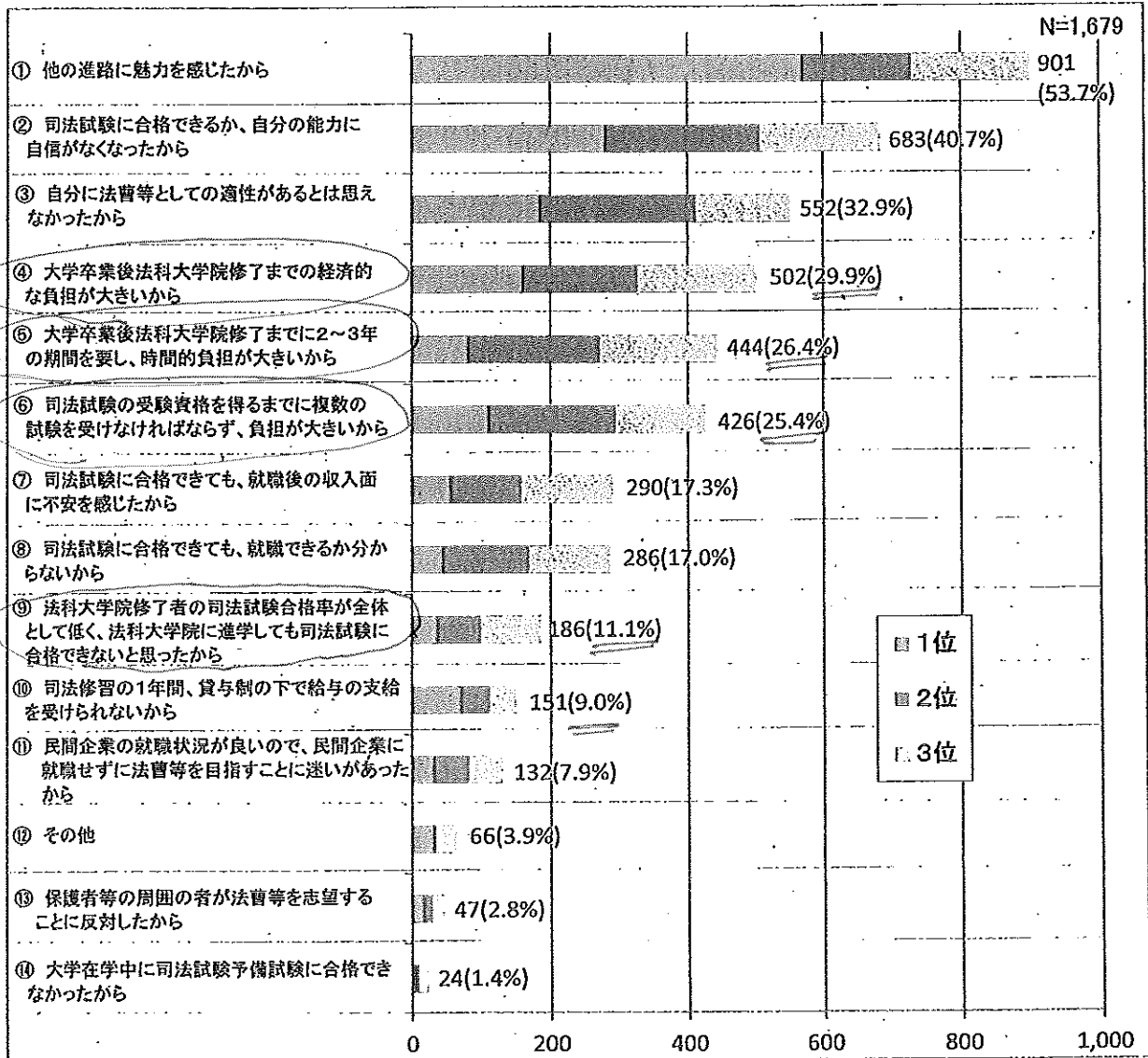
出典：法務省・文部科学省作成

法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果より抜粋  
平成29年3月31日(金)衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(民進党)

(3) 過去に志望・選択肢の1つとして考えていた学生の不安や迷い(上位3つまで選択可)

(単位:人)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
	他の進路に魅力を感じたから	司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がなくなったから	自分に法曹等としての適性があるとは思えなかったから	大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きいため	大学卒業後法科大学院修了までに2~3年の期間を要し、時間的負担が大きいため	司法試験の受験資格を得るまでに複数の試験を受けなければならず、負担が大きいため	司法試験に合格できても、就職後の収入面に不安を感じたから	司法試験に合格できても、就職できるか分からないから	法科大学院修了者の司法試験合格率が全体として低く、法科大学院に進学しても司法試験に合格できないと思ったから	司法修習の1年間、貸与制の下で給与の支給を受けられないから	民間企業の就職状況が良いので、民間企業に就職せずに法曹等を目指すことに迷いがあったから	その他	保護者等の周囲の者が法曹等を志望することに反対したから	大学在学中に司法試験予備試験に合格できなかったから	選択なし
1位	569	279	185	160	82	111	56	45	37	71	32	31	17	4	0
2位	161	229	227	167	190	184	103	125	64	43	52	5	14	7	108
3位	171	175	140	175	172	131	131	116	85	37	48	30	16	13	239
回答数	901	683	552	502	444	426	290	286	186	151	132	66	47	24	-
割合	53.7%	40.7%	32.9%	29.9%	26.4%	25.4%	17.3%	17.0%	11.1%	9.0%	7.9%	3.9%	2.8%	1.4%	-



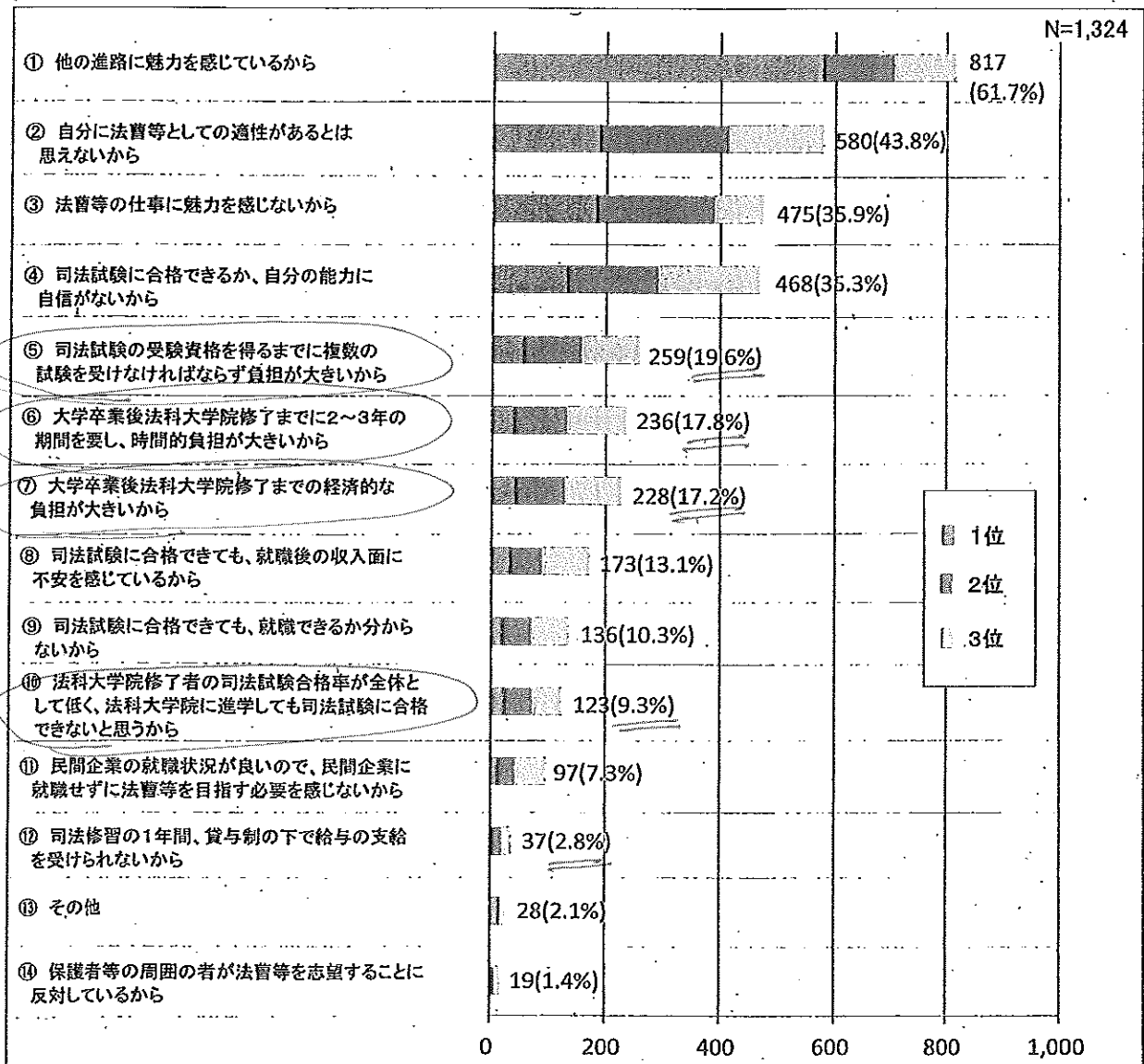
出典：法務省・文部科学省作成

法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果より抜粋  
平成29年3月31日(金)衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(民進党)

(4) 法曹等を選択肢の1つとして考えていたこともない学生の法曹等を志望しない理由(上位3つまで選択可)

(単位:人)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
	他の進路に魅力を感じているから	自分に法曹等としての適性があるとは思えないから	法曹等の仕事に魅力を感じないから	司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がないから	司法試験の受験資格を得るまでに複数の試験を受けなければならず負担が大きいから	大学卒業後法科大学院修了までに2~3年の期間を要し、時間的負担が大きいから	大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きいから	司法試験に合格できても、就職後の収入面に不安を感じているから	司法試験に合格できても、就職できるか分からないから	法科大学院修了者の司法試験合格率が全体として低く、法科大学院に進学しても司法試験に合格できないと思うから	民間企業の就職状況が良いので、民間企業に就職せずに法曹等を目指す必要を感じないから	司法修習の1年間、貸与制の下で給与の支給を受けられないから	その他	保護者等の周囲の者が法曹等を志望することに反対しているから	選択なし
1位	579	188	182	131	55	39	42	33	19	23	12	3	15	3	0
2位	127	226	207	160	103	93	86	56	52	50	32	18	3	7	104
3位	111	166	86	177	101	104	100	84	65	50	53	16	10	9	192
回答数	817	580	475	468	259	236	228	173	136	123	97	37	28	19	-
割合	61.7%	43.8%	35.9%	35.3%	19.6%	17.8%	17.2%	13.1%	10.3%	9.3%	7.3%	2.8%	2.1%	1.4%	-



出典：法務省・文部科学省作成

法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果より抜粋

平成29年3月31日(金) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛 (民進党)

工 第190回国会における附帯決議の対処状況（平成29年1月現在）

附帯決議	処理状況	処理内容及び今後の予定 (対応困難な場合はその理由)
<p>五 前項の目標を達成するため、審理の運用手法、制度の改善等について、不漸の検討を行うとともに、目標達成に必要な範囲で裁判官の定員管理を行うこと。</p>	<p>(最高裁判所) 一部措置済み (平成28年)</p>	<p>(最高裁判所) これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところであり、平成28年度においても、事件動向等を注視し、適正迅速な事件処理に支障を来すことのないよう、必要な人員配置を行った。</p>
<p>六 平成25年3月26日の当委員会の附帯決議を踏まえ、最高裁判所において、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方についての削減等も含め検討すること。</p>	<p>(最高裁判所) 検討中</p>	<p>(最高裁判所) 裁判所としては、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるように努めているところであるが、今後とも、より多くの人に裁判官を志してもらえよう方策について検討を続けていくとともに、今後の事件動向や充員の見込み等を踏まえ、判事補の定員の在り方についても検討を続けてまいりたい。</p>
<p>七 裁判官以外の裁判所職員の員数を減少する場合には、裁判員裁判等による国民に開かれた司法制度の実現が損なわれることとならないよう、裁判所への来庁者等の安全確保に必要な警備態勢の維持に配慮すること。</p>	<p>(最高裁判所) 一部措置済み (平成28年度)</p>	<p>(最高裁判所) 平成28年度においては、裁判官以外の裁判所の職員の員数を36人減少することに伴い、必要に応じて外注警備員による立哨や庁舎巡視等を行うことにより、来庁者等の安全を確保することとした。また、個別の係属事件における事情により金属探知機による検査等の実施や警察との連携により必要な警備態勢を整えるようにした。 今後とも、本附帯決議の趣旨を踏まえ、来庁者等の安全確保に必要な警備態勢の維持に配慮してまいりたい。</p>

出典：平成29年3月 衆議院調査局法務調査室作成資料「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案」より抜粋  
平成29年3月31日（金） 衆議院 法務委員会 階 猛（民進党） 衆議院議員



参考資料4

司法修習終了者数及びその後の任官状況等

(単位：人)

終了年	期別	終了者数	終了後の任官状況等			
			判事補	簡裁判事	検察官	弁護士等
昭和	62	448 ( 52 )	62 ( 10 )		37 ( 6 )	349 ( 36 )
	63	482 ( 45 )	71 ( 8 )	2	41 ( 4 )	368 ( 33 )
平成	元	470 ( 57 )	58 ( 10 )		51 ( 6 )	361 ( 41 )
	2	489 ( 63 )	81 ( 16 )		28 ( 3 )	380 ( 44 )
	3	506 ( 58 )	94 ( 20 )	2	46 ( 4 )	364 ( 34 )
	4	508 ( 70 )	65 ( 16 )		50 ( 8 )	393 ( 46 )
	5	506 ( 72 )	94 ( 20 )	4	49 ( 8 )	359 ( 44 )
	6	594 ( 84 )	102 ( 18 )	2	75 ( 11 )	415 ( 55 )
	7	633 ( 123 )	99 ( 34 )		86 ( 16 )	448 ( 73 )
	8	699 ( 142 )	99 ( 26 )		71 ( 12 )	529 ( 104 )
	9	720 ( 155 )	102 ( 26 )		70 ( 16 )	548 ( 113 )
	10	726 ( 144 )	93 ( 21 )		73 ( 11 )	560 ( 112 )
	11	729 ( 167 )	97 ( 18 )		72 ( 16 )	560 ( 133 )
12	52	742 ( 202 )	87 ( 22 )		69 ( 16 )	586 ( 164 )
	53	788 ( 196 )	82 ( 26 )		74 ( 10 )	632 ( 160 )
13	54	975 ( 281 )	112 ( 31 )		76 ( 26 )	787 ( 230 )
14	55	988 ( 269 )	106 ( 30 )		75 ( 22 )	807 ( 217 )
15	56	1,005 ( 225 )	101 ( 29 )		75 ( 19 )	829 ( 117 )
16	57	1,178 ( 277 )	108 ( 35 )	1	77 ( 19 )	992 ( 223 )
17	58	1,187 ( 279 )	124 ( 34 )		96 ( 30 )	967 ( 215 )
18	59	1,477 ( 360 )	115 ( 35 )		87 ( 26 )	1,275 ( 299 )
19	旧60	1,397 ( 335 )	52 ( 18 )		71 ( 25 )	1,274 ( 292 )
	新60	979 ( 233 )	66 ( 25 )		42 ( 14 )	871 ( 194 )
20	旧61	609 ( 128 )	24 ( 7 )		20 ( 4 )	565 ( 117 )
	新61	1,731 ( 491 )	75 ( 29 )		73 ( 28 )	1,583 ( 434 )
21	旧62	354 ( 84 )	7 ( 1 )		11 ( 5 )	336 ( 78 )
	新62	1,992 ( 551 )	99 ( 33 )		67 ( 26 )	1,826 ( 492 )
22	旧63	195 ( 49 )	4 ( 1 )		4 ( 0 )	187 ( 48 )
	新63	1,949 ( 514 )	98 ( 31 )		66 ( 22 )	1,785 ( 461 )
23	旧64	161 ( 33 )	4 ( 0 )		1 ( 0 )	156 ( 33 )
	新64	1,991 ( 564 )	98 ( 34 )		70 ( 24 )	1,823 ( 506 )
24	旧65	69 ( 10 )	4 ( 0 )		2 ( 0 )	63 ( 10 )
	新65	2,011 ( 469 )	88 ( 28 )		70 ( 22 )	1,853 ( 419 )
25	66	2,034 ( 528 )	96 ( 38 )		82 ( 31 )	1,856 ( 459 )
26	67	1,973 ( 443 )	101 ( 29 )		74 ( 29 )	1,798 ( 385 )
27	68	1,766 ( 418 )	91 ( 38 )		76 ( 25 )	1,599 ( 355 )
28	69	1,762 ( 371 )	78 ( 30 )		70 ( 26 )	1,614 ( 315 )

(平成29年1月16日現在)

注1 ( )の数字は、女性の数で内数である。

- 2 裁判所法の一部改正(平成10年法律第50号)により、第53期から修習期間が1年6月に変更されたことにより、第52期及び第53期が平成12年に司法修習を終了した。
- 3 平成18年から新司法試験(現行の司法試験)が始まり、平成23年までで旧司法試験が終了した。両試験が並行実施されていた時期である第60期から第65期までの司法修習期の「新」又は「旧」は、合格した司法試験の新旧の別を示す。

(出所) 最高裁判所資料を基に作成

下級裁判所の判事・判事補の定員・現在員等内訳

区分 年度	判事			判事補				
	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員(A)	任官者(B)	A-B
平成21年度	1,717	1,667	50	1,020	898	122	104	18
平成22年度	1,782	1,758	24	1,000	862	138	105	33
平成23年度	1,827	1,800	27	1,000	864	136	99	37
平成24年度	1,857	1,825	32	1,000	863	137	92	45
平成25年度	1,889	1,846	43	1,000	848	152	98	54
平成26年度	1,921	1,876	45	1,000	832	168	101	67
平成27年度	1,953	1,915	38	1,000	817	183	91	92
平成28年度	1,985	1,958	27	1,000	794	206	78	128

\* 現在員は12月1日現在である。  
 \* 任官者は12月2日から翌年12月1日までの数であり、弁護士からの任官者を含む(平成28年度は平成29年1月までの任官者である。)

出典：最高裁判所事務総局作成資料

平成29年3月31日(金) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛 (民進党)

○ 司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)

目次

- 第一章 司法試験等(第一条―第十一條)
- 第二章 司法試験委員会(第十二条―第十六條)
- 第三章 補則(第十七條)

附則

第一章 司法試験等

(司法試験の目的等)

第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

2 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十六條の試験は、この法律により行ふ。

3 司法試験は、第四條第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行ふものとする。

(司法試験の方法等)

第二条 司法試験は、短答式(択一式を含む。以下同じ。)及び論文式による筆記の方法により行ふ。

2 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行ふものとする。

(司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行ふ。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法
- 2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行ふ。
  - 一 公法系科目(憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。)
  - 二 民事系科目(民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
  - 三 刑事系科目(刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する科目

3 前二項に掲げる試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

4 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその应用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

(司法試験の受験資格等)

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。

- 一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九條第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。)の課程(次項において「法科大学院課程」という。)を修了した者。その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間。
- 二 司法試験予備試験に合格した者。その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間。

2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格(同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。)に対応する受験期間(前項各号に定める期間をいう。)においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行ふ。

- 2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行ふ。
  - 一 憲法
  - 二 行政法
  - 三 民法
  - 四 商法
  - 五 民事訴訟法
  - 六 刑法
  - 七 刑事訴訟法
  - 八 一般教養科目

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行ふ。

一 前項各号に掲げる科目

二 法律実務基礎科目(法律に関する実務の基礎的素養(実務の経験により修得されるものを含む。)についての科目をいう。次項において同じ。)

4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行ふ。

5 前三項に規定する試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

(司法試験委員会の意見の聴取)

第六条 法務大臣は、第三條第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

(司法試験等の実施)

第七条 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎年一回以上行ふものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。

(合格者の決定方法)

第八条 司法試験の合格者は司法試験審査委員の合議による判定に基づき、予備試験の合格者は司法試験予備試験審査委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会が決定する。

(合格証書)

第九条 司法試験又は予備試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(合格の取消し等)

第十条 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験若しくは予備試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により五年以内の期間を定めて司法試験若しくは予備試験を受けることができなからうとすることができる。

(受験手数料)

第十一条 司法試験又は予備試験を受けようとする者は、それぞれ実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、当該試験を受けなかつた場合においても返還しない。

第二章 司法試験委員会

出典：司法試験法条文の一部

平成29年3月31日(金) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(民進党)